

特殊健康診断等に関する受診についての判断事例集

有害な物質を常時使用つまり「1週間あたり1回以上の頻度で3ヶ月以上の期間継続して使用する場合」、下記に示す特殊健康診断等を受診しなければならない。下記のような場合は、特殊健康診断等の受診の要否は各自で判断し、各人が疾病の予防に努め、健康状態を自己管理しなければならない。

	健康診断の種類	事例	受診の判断
A	特定業務従事者 に対する定期健康診断	塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸等の有害物を使用する場合。	
		(例)実験の授業で塩酸等を、15コマの内、8コマ程度使用する場合。 (例)実験の授業で塩酸等を、15コマでほぼ毎回、少量であるが使用する場合。 (例)週20時間以上の塩酸等を使用する作業が1ヶ月に1回以上の頻度で3ヶ月以上の期間継続して行う場合。	特に健康上の問題を自覚しないのであれば受診を義務付けるものではない。 定期的に繰り返し使用されるので、受診することが望ましい。
B	特定化学物質等 健康診断	「特殊健康診断等調査票」に示す、特定化学物質を使用する場合。	
		(例)実験の授業で特定化学物質を、15コマの内、8コマ程度使用する場合。 (例)実験の授業で特定化学物質を、15コマでほぼ毎回、少量であるが使用する場合。 (例)週20時間以上の特定化学物質を使用する作業が1ヶ月に1回以上の頻度で3ヶ月以上の期間継続して行う場合。	特に健康上の問題を自覚しないのであれば受診を義務付けるものではない。 定期的に繰り返し使用されるので、特定化学物質等健康診断を受診することが望ましい。
C	有機溶剤等 健康診断	「特殊健康診断等調査票」に示す、有機溶剤を使用する場合。	
		(例)実験の授業で有機溶剤を、15コマの内、8コマ程度使用する場合。 (例)実験の授業で有機溶剤を、15コマでほぼ毎回、少量であるが使用する場合。 (例)週20時間以上の有機溶剤を使用する作業が1ヶ月に1回以上の頻度で3ヶ月以上の期間継続して行う場合。	健康上の問題を自覚しないのであれば受診を義務付けるものではない。 定期的に繰り返し使用されるので、有機溶剤等健康診断を受診することが望ましい。

なお、不明な点は学生支援課学生係へ別紙7「特定業務従事者の健康診断および特殊健康診断(特殊健康診断等)受診の義務の有無に関する質問状」で問い合わせること。